

博士 学位 論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

乙 第1号

2008年度

大阪 経済 大学

本号は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規程による公表を目的として、平成21年2月27日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した乙は、学位規則第4条第2項（いわゆる論文博士）によるものである。

大阪経済大学

目 次

学位記番号	学位の種類	氏 リ ガ ナ 名	論 文 題 目	頁
乙 第1号	博士（経済学）	フクナベ タケシ 渡邊 忠司	近世社会と百姓成立 —構造論的研究—	1

氏名・(本籍)	渡邊 忠司(愛媛県)
学位の種類	博士(経済学)
報告番号	乙 第1号
学位授与年月日	2009年2月27日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	近世社会と百姓成立—構造論的研究—
審査委員	主査:徳永光俊教授 副査:家近良樹教授 副査:大島真理夫教授(大阪市立大学)

論文内容の要旨

【論文の概要】

本論文は、日本近世の百姓とその農耕・生活の維持、いわゆる「百姓成立」(なりたち)について、百姓の観点から百姓自らが創出した「成立」の構造を分析し論証している。

近世社会は、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康ら領主権力が莊園制の下で展開した在地領主制を兵農分離・石高制および鎖国制によって政治・経済的に改変・構成して成立した。その近世領主層が支配の基盤とした階層が百姓であった。近世において、百姓は「天下の根本」であり、農耕を專業として武士・手工業者(職人)・商人の「三民を養ふ」存在であった。本百姓・脇百姓・抱百姓・分付百姓、あるいは高持百姓・無高百姓・水呑百姓など様々な呼称と存在形態が知られ、独自性、相互関係、支配隸属関係、村落構造・経営体などが小農自立論・本百姓論・役屋体制論などの視角から追究されてきた。

なかでも近世社会の代表的な分析視角は政策基調論であり、安良城盛昭氏が『幕藩体制社会の成立と構造』(1959)で提起した。秀吉は中世の在地小領主や土豪に隸属していた名子・被官、作人などの階層を、自前の田畠と独立した経営を持つ農民に「解放」した。秀吉は武力制圧と検地の施行によって兵農分離の過程として押し進めたが、それは領主権力による土地の調査と土地台帳の作製を伴った、新たな所有関係を確定した重要な政策であった。これは豊臣政権の政策基調は小農自立政策であるとする視角からの分析であった。

安良城氏の見解には、政策の画期性という表現に疑問を投げかけ批判的に再検討する研究と、政策基調論そのものが領主側から見た「上からの」「支配者史觀」で、領主政策の浸透の度合いを確認するだけに止まると批判する研究が出されている。

政策の画期性については、池上裕子氏が同様の政策がすでに織田信長の検地に体現されていると批判的に指摘している。また「支配者史觀」とは、田中圭一氏が主張される安良城氏とそれに従う諸研

究の批判であり、領主政策がいかに浸透し、有効に機能しているかだけを確認するにすぎないとする批判である。これは佐々木潤之介氏が安良城氏の研究を批判して、書名が「成立と構造」となっているのに社会構造の分析はなく構造論にもなっていないと指摘し、構造分析には向かえないと指摘したことにも示されている。

さらに、近世の農民は貧しかったとする見方を「貧農史観」として批判し、近世の農民は必ずしも貧しくはなく窮乏もしていなかったとする見方も提示されている。これは大石慎三郎・佐藤常雄氏による安良城氏らの全剩余労働搾取史観に対する批判である。

いずれにしても、太閤検地は新しい土地所持体制・構造編成を確立し、創出された新規の高持百姓と村を基盤として、幕藩体制社会の成立があった。

本研究はこのような近世の百姓・村の研究史における二つの素朴な疑問から始まっている。その一是、零細な高持百姓の多さと、一方での「自立小農」論の展開という一見矛盾した事態である。大石久敬の試算によると（『地方凡例録』）、近世では、夫婦と子供・親の五、六人家族が自力で再生産できる標準的な百姓経営の規模は、裏作も可能な田畠四反五畝、石高で八石前後であった。これ未満の高持百姓は自力再生産がほぼ不可能となるが、検地帳・名寄帳・免割帳などでは、所持石高・田畠反別が一石未満、一反未満の零細な高持百姓が圧倒的に多い。疑問は、一石・一反未満の百姓らに年貢・諸役の負担と農耕の日常を可能にしていた条件は何か、ということである。

その二是、稻作農家こそが本来の農民という前提がそれほど抵抗なく受け入れられ、酪農・果樹・蔬菜栽培などより稻作が「立派な」農業のようにみられる傾向にあることである。専業農家といえば稻作農家、日本農業の再生というときも根底には稻作農業がある。日本の食料自給がほぼ四〇%というなかで、米の自給率だけが七〇%と高水準であることはその一端であろう（農業白書）。これは私一人の思いこみではない。研究者の「自省」的な批判も出されている。何故に日本では農業・農民といえば稻作農家・農民だけが強く意識されるのか、それはどこに発端があるのかという疑問である。

とはいえる、これらの疑問にはすでにそれなりに答えも出されている。最初の疑問には深谷克己氏が「百姓成立」として研究されている（『百姓成立』1993）。氏は、百姓自身の生活・農耕の維持・構造や、「成立」を保証・保護する領主側の政策を「負担と御救」という基本用語でくくり、詳細に述べられている。近世の百姓には「小農自立」という言い方とはなじまない「小農」がいた。氏はこの「小農」を成り立たせる構造を徳川政権の政策に視点をおいて究明するが、その構造を全面的に解明しているわけではない。本書はこの点を私なりに検証している。

第二の疑問にも、網野善彦氏が近世の百姓には農業を専業とする者だけではなく、水呑・無高には海運・商業活動など商人・職人がいたことを示されている（『日本中世の百姓と職能民』1998ほか）。これまでの研究状況は、深谷氏が「近世の農民の基本部分が『百姓』として存在している（させられている）」と表現するように、「農民」と百姓との概念的な相違を十分に意識していたとは考えられず、多くは同義の用語として用いられていた。領主側の法令・記録には、百姓は出ても農民はほとんど出てこないのであるから、これらを同義に理解するには問題がある。「同義」となった経緯と背景が明らかにされなければならないのである。百姓と農民を同概念とすることは、近世社会の認識に大きな

誤りを誘引しているのではないかと考えられる。

以上の諸点を踏まえながら、「百姓」という存在、その「成立」の構造、社会の再生産構造を検証する。

本論文は、序章と五章の全六章から成っている。序章は研究史に相当するので、そのほか各章の概要とそれぞれの章での考察の結果を述べておきたい。

第一章では、「成立」の構造を検証する前提として、近世領主権力の「百姓」像が近世の百姓そのものとなった経緯を検証した。検地と兵農分離が領主による農耕専一の民、農人としての百姓を確定し、農を專業とする高持百姓（近世本百姓）としての存在が近世百姓の姿、在り方となった。「百姓成立」を考えるうえで、百姓と農民の概念的な同義語化が始まった起点と進行した背景を確認しておこうためである。

近世百姓の研究史を概観すると、農民と百姓がともに農業を生業とする者、稻作農家と同じ意味合いで設定され、その概念的な同義語化を当然の前提としている。その差違・齟齬が意識される時期は1980年以降で、これ以前の岩波講座『日本歴史』各版などでも概念的な区別は明確ではない。これについては大島真理夫氏の指摘するように、近世の身分編成を「四身分」ではなく士・農・町の三身分としてとらえ直すことであろう。ただし「士農工商」は、「農」が農夫・農人を指し、工が工人ないし職工・職人、商が商人の意味合いであって、最初から職分的役割を示す並列概念であり、それ以上ではないからである。身分関係は、武士（領主）・百姓・町人の三身分として確定し、その職分として士・農・工商を当てるべきであろう。

第二章では、領主権力による「百姓成立」の構造の設定と確保が、第一に、農耕に専従する生産階層としての位置づけ、第二に、農耕に専念するための食・衣・住の規制、第三に、稻作を主軸にした本田畠の作付け制限、第四に、年貢米賦課・徵収の畝引検見制による過分な徵収の制限にあったことを検証した。

これらは深谷氏によって解明が進められているが、改めて検討した。深谷氏は年貢徵収仕法（徵租法）には触れておらず、未検証の課題であった。ここでは、検見制の仕法そのものに年貢米の取りすぎを制限する機能があり、なかでも畝引検見制は検地で設定した石盛以上は徵収できない徵租法であることを明らかにした。領主による農耕規制と年貢徵収機構・方式が限度となって、石盛以上の年貢米徵収が不可能な構造となっていたのである。

第三章は分付構造の相互扶助機能を分析した。分付は、これまで支配と隸属の観点から分析されていた。これを摂津国西成郡十八条村（大阪市淀川区）の史料を用いて分析し直し、零細な高持百姓らが農耕経営・生活の維持には独立・分離したくてもできない状態を表示する組編成（構造）であることを検証した。分付組の百姓は分付主への労力提供と代価、分付主との相互的な扶助・保護という依存関係を保ちつつ相互の農耕経営と生活を維持し、年貢負担に対応していたのである。分付組は、検地名請・年貢負担では「自立」しながら組内百姓の年貢米と未進米の補填・肩代わり機能や零細百姓の経営保護機能を持ち、中世以来の構造を利用した組であり、自ら創出した自主的な相互扶助構造であった。

第四章では、「百姓成立」が分付だけではなく牛組（役牛の共同保有）もまた経営維持の組編成（構造）であったことを明らかにした。これは「牛の持合い」として畿内村々に存在し、五人組とともに村内の組編成として相互扶助機能を持っていた。十八条村では五人組・分付組・牛組が同時的に存在し、その相互関係があった。特に、同村では牛組が分付組解体後の「百姓成立」の基盤であったが、それは畿内の牛組が「百姓成立」の基であったことを示唆している。

第五章では、十八条村独特の「成立」の構造として、経営の継続に大坂市中の質屋を利用した質と質入による資金の補填構造があつたことを明らかにした。これは年貢皆済のために、衣類・家具・寝具などの生活用品を担保に当座の必要資金を調達・補填する機能を持っていた。これは借銀を前提にした成立の構造でもあるが、頼母子講が村内の金融の一般的な形式として知られるが、これとも異なった十八条村独自の臨時資金調達構造であった。近世の百姓、村では十八条村に限らず、それぞれが独自の「成立」の構造とそのための方法を創り出していたとみられる。

以上の分析から、「百姓成立」は領主側の施策だけでなく、百姓・村が積極的に創出した維持構造によっていたことが明らかとなった。しかもそれは百姓自らが農を専業とする存在と自覚し、高持百姓・無高百姓も含めた農を主体にした百姓本来の在り方に執着する構造を編成することによって可能としていた。百姓成立の構造は百姓・村が自ら編成した組、あるいは村社会の以前からの相互扶助構造を積極的に継続・維持したことで創出された組編成を基軸にした村の構造であった。言い換えると、近世にあっては、百姓が自らを維持していくための村の基本構造、基本単位が「組」編成であったといえよう。

本論文で取り上げた十八条村の分付組・牛組はその具体例である。農間稼ぎや内職、商品作物の栽培や商業的農耕の取り入れも「成立」の一侧面であるが、全ての村々が商品作物を栽培できるわけではない。十八条村の諸品物の質入は特定の商品作物を栽培できない百姓・村の事例ともいえよう。また畿内の牛組を持つ村々は、それぞれ独自の「成立」の構造を生み出していたというべきである。安定的な「成立」の構造を前提にしてこそ年貢・諸役の負担にも対応し、余力を用いた特定の作物が栽培できる。ここでの分析はほぼ元禄期までの「成立」の構造の解明を目的としてきた。十八条村のような事例は他の村々でも見出せると考える。今後さらに実証的事例が増加することを期待したい。

近世領主権力は、百姓を農業専従者として位置づけ、在方の者すべてを百姓身分として、また武士・僧侶以外の町方の者すべてを町人身分として統括した。この結果、在方の種々の存在が一様に「百姓」となり、領主層と在方の者との百姓觀とは、概念においてその当初から齟齬が生じていたといえよう。いわば近世領主権力はその始まりから社会的認識においても構造的矛盾を抱えていたことになる。今後は、これらを前提にして、組および組編成による地域結合とその展開という観点から近世の社会構造、経済的・政治的結合の分析と把握に向かえば、近世社会への理解をさらに深めることができると考えている。

審査概要および審査結果

I 審査概要

渡邊忠司氏より、『近世社会と百姓成立—構造論的研究—』（思文閣出版2007年）をもって、2008年10月30日、論文博士（経済学）の申請があった。櫻井幸男、大橋範夫、徳永光俊の3名が予備審査にあたり、11月14日の本研究科委員会で受理することを決定した。

渡邊忠司氏は、本研究科博士前期課程を1972年3月に修了し、博士後期課程を1975年3月に単位修得している。指導教授は、黒羽兵治郎である。今回の本研究科への論文博士の申請は、第1号である。

「論文博士審査委員に関する規程」により、徳永を主査とし、副査として家近氏、学外の副査として大島氏を選任した。3名とも博士の学位を有する。

渡邊氏の研究の学術的価値は、以下の点にあると考える。

①本研究は、近世史研究の常識とも言える「小農自立」論とはうらはらに、近世初期から多数存在する「一石・一反未満の高持百姓の再生産はいかにして可能であったのか」という疑問、「現代の我々が、米を作る稻作農家こそが本来の農民であるという前提をそれほど抵抗もなく受け入れている」のは何故かという、どちらも一見したところ素朴だが、即答もしにくい問題に対して、長年にわたる研究をふまえて、正面から取り組んだ労作である。

渡邊氏は、1950年代からの「太閤検地論争」や、その代表的論者である安良城盛昭の『幕藩体制社会の成立と構造』の問題提起にこだわり、政策基調ではなく、「構造論的研究」に徹しようとする意識的な姿勢を貫いている。

1970年代以後、日本経済史学や日本史学の研究潮流は、このような研究テーマから離れていったが、決して、問題を解決して次の課題、たとえば運動論、自立論、地域社会論などに移ったのではなく、一種の流行のような要因も否定できない。そういう研究状況のなかで、著者の構造論にこだわる一貫した研究姿勢は、貴重なものである。

②渡邊氏は、大阪市史編纂所などでの長年の勤務経験、多数の市町村史の編纂を踏まえて、豊富な一次史料に基づいた研究を行っており、渡邊氏が高い研究能力を持っていることが十分に看取される。

③以上の研究史上の問題意識と態度、オリジナルな史料調査と分析にもとづき、次のような貴重な論点を提示した。近世の村落住民は「小農自立」という研究史上の論議では見落とされているが、分付関係や牛組などの村内の小共同体、村外の質屋への家財道具の質入れなどを通じ、その再生産「百姓成立」が維持されていたことを主張する。

とりわけ、分付組・牛組が中世末期より存在し、それらをもとに近世初期に五人組が編成されていた。そして牛組・五人組は近世後期まで制度的に存続し、これらの「組」組織が村落において自主的な相互秩序的な役割を担っていたとする。百姓が成り立ったのは領主権力が設定した構造によるというより、それ以前からの村の構造によったのであるという指摘は、従来の近世農村社会論を飛躍的に前進させるものである。

④また、古代以来、さまざまな職業の人びとを包括する概念であった「百姓」という言葉が、兵農分離

を経た近世の領主権力によって、百姓は「農業専一」に精励することが推奨され、「百姓」＝「農民」という概念が成立したことも実証した。このように、武士・百姓・町人の三身分の概念を確定したことは、高く評価できる。

以下では、不十分または残された課題について、口頭試問もふまえて述べる。

①本書に描かれた近世領主権力の百姓像は、それが学者の百姓像であれ、幕府法令上の百姓像であれ、それらがどこまで一般化できるのか、換言すれば、地域的・時代的な限定、あるいは実態面での限定が必要なのではないかという疑問が残る。

②著者は、さまざまな小共同体が零細な百姓たちの再生産に不可欠であったと指摘するが、分析がやや形式面にとどまっており、もう一步進んだ実態分析が望まれる。牛組は近世初期から後期まで制度として存続したとするが、その実態分析がない。その実態は約250年間に変化し、再生産にとっての役割も変わってきたと思われる。制度の持つ意味も、当然ながら変容していたのではないか。別言すれば、近世社会解体への視座が不充分であり、近世中期・後期・末期への展望が欲しいところである。

③渡邊氏は畿内的一部地域にかたよった事例を扱いながら、全国の近世百姓成立の根拠も同様であるとする。そうだとするなら、他地域の事例を提示すべきである。畿内の地域性をどう評価しているのか疑問である。実証的事例のさらなる開拓を希望したい。

④渡邊氏の根源的な問題意識は、日本社会において自立的個人がいかに形成されるのかにあると口頭試問で述べられている。渡邊氏は、長年の研究の成果として、本書(2007)では「百姓成立」を論じ、『大坂町奉行所異聞』(2006)『大坂町奉行と支配所・支配国』(2005)では、大坂町奉行と支配について論じている。さらに『町人の都大坂物語』(1993) や大阪市史編纂所などの仕事で都市大坂についても研究を行っている。何より、渡邊氏の研究の出発は年貢徵租法であり、その後も論文を発表し続けている。

審査委員は、渡邊氏にこれら長年の研究をふまえて、総合的な近世地域社会論を展開し、日本社会における自立的個人の形成の歴史と展望を明らかにしていただくことを期待する。

II 最終試験の結果と学力の確認

「学位規程」26条にもとづき、審査委員3名は、学力の確認を行った。2009年2月15日に協議し、提出された著書に関して意見を交換した。外国語を2種類課す点については、一つは「古文書」とし、提出された著書における史料分析により充分な能力があるとして、免除した。もう一つは「英語」とし、レポートを課して提出を求めた。2009年2月24日に受理し、充分な能力があると判断した。

2009年2月17日午後1時30分より約2時間にわたって、3名による渡邊氏への口頭試問を行った。その結果、論文博士に相当する充分な能力があると判断した。

III 結 論

審査委員3名全員は一致して、渡邊忠司氏に、大阪経済大学大学院経済学研究科の論文博士（経済学）の学位を授与する事が妥当であると判断したので、その結果を平成21年2月27日の本研究科委員会に報告し、承認を得た。

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨（乙第1号）2008年度

発行日 2009年5月20日

発行者 大阪経済大学 教学部大学院事務室

発行所 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL 06(6328)2431
